

各位

株式会社 福岡中央銀行

小切手・手形の払い戻し可能日時と代金取立手数料が変わります

2022年11月4日(金)に、全国銀行協会が『電子交換所』を設立するにあたり、全国に設置されている手形交換所は全て廃止され『電子交換所』に統一されます。これに伴い、小切手・手形の払い戻し可能日時の変更および代金取立手数料を改定しますのでご案内いたします。

●小切手・手形の払い戻し可能となる日時の変更について

小切手・手形の 支払場所	払い戻し可能日時 (2022年11月2日入金分より変更)	
	<現在のお取り扱い>	<変更後のお取り扱い>
自店支払	当日	当日
同一手形交換所内	入金日の翌々営業日 11時00分	入金日の翌々営業日(※) 12時00分
同一手形交換所以外	入金日の翌々営業日以降 15時30分	

(※) 2022年11月2日(水)が入金日の場合、11月7日(月)が払い戻し可能日となります。

集中取束手形の 支払場所	払い戻し可能日時 (2022年11月3日期日分より変更)	
	<現在のお取り扱い>	<変更後のお取り扱い>
自店支払	期日の翌営業日 11時00分	期日の翌営業日(※) 12時00分
同一手形交換所内		
同一手形交換所以外	期日の翌営業日 15時30分	

(※) 2022年11月3日(休日)が期日の場合、11月7日(月)が払い戻し可能日となります。

- ・電子交換所を通さず郵送等で取立手続きを行う場合は上記と異なります。

●代金取立手数料の改定について

<改定前>

(税込)

項目			同地	隔地	その他(他行)
代金 取立	取束手形、担保手形 割引手形	至急	440円	660円	1,100円
		普通			880円

<改定後>

(税込)

項目	電子交換所経由	個別取立
代金取立手数料	440円	1,100円

- ・代金取立とは、お客様のご依頼により当行が期日を管理して手形等を取立する手続きをいいます。
- ・代金取立手数料には手形割引時の取立手数料も適用されます。
- ・改定後の手数料は、2022年11月2日(水)の受付(割引)分より適用させていただきます。

●当座勘定規定の改定について

電子手形交換所の取り扱い開始に伴い、11月4日(金)に、当行の当座勘定規定を改定いたします。改定の内容は当行ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

<https://www.fukuokachuo-bank.co.jp>